

各位

厚生労働省告示に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は下記の通りです。

令和8年 3月 1日現在

病院管理者 橋 正人

1. 入院基本料に関する事項

- ① 急性期一般入院料5（急性期看護補助体制加算 25対1：看護補助者5割以上）
（夜間急性期看護補助体制加算50対1）

入院患者数50人の一般病棟（2F）で、上記入院料（10対1）及び加算を算定しています。
当病棟（2F）では、1日15人以上の看護職員及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次のとおりです。

- * 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- * 夕方16時30分～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
- * 深夜0時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

- * 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- * 夕方16時30分～深夜0時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は50人以内です。
- * 深夜0時～朝8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は50人以内です。

【 ★ 上記①は直近1年の平均入院患者数 50人 の場合の看護要員数と配置数です。 】

- ② 療養病棟入院料1

入院患者数29人の療養病棟（3F）で、療養病棟入院基本料1：20対1を算定しています。
当病棟（3F）では、看護職員及び看護補助者のそれぞれが1日5人以上が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次のとおりです。

- * 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- * 夕方16時30分～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。
- * 深夜0時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

- * 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- * 夕方16時30分～深夜0時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- * 深夜0時～朝8時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は29人以内です。

【 ★ 上記②は直近1年の平均入院患者数 29人 の場合の看護要員数と配置数です。 】

2. 地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を、東北厚生局長に行っています。

【基本診療料関係】

(施設基準名称)	(受けられるサービス等)
○ 初診料 機能強化加算	かかりつけ医として各種相談に応じます。
○ 急性期一般入院料5	急性期医療を提供いたします。
○ 地域包括ケア入院医療管理料 1	急性期を経過した方の受入や在宅復帰支援。
○ 療養病棟入院基本料 1 20対1	慢性期医療の提供や在宅復帰支援。
○ 急性期看護補助体制加算25対1（看護補助者5割以上）	看護業務を補助する事で療養環境を改善します。
○ 療養病棟療養環境加算2	長期療養の方に提供する療養環境を改善します。
○ 入退院支援加算1	自宅、施設等患者の入退院を支援いたします。
○ 感染対策向上加算2	院内感染対策等で感染症患者の受入を行います。
○ 病棟薬剤業務実施加算1	薬剤師が薬剤の有効・安全性を管理します。
○ 医師事務作業補助体制加算1	医師の負担軽減等を行い診察の効率を上げます。
○ 診療録管理体制加算3	適切な診療記録の管理を行い診療情報を提供。
○ データ提出加算1	医療機関の機能、役割を分析評価し活用（厚労省）
○ 協力対象施設入所者入院加算	介護保険施設等患者の急変時の入院応需向上。
○ 後発医薬品体制加算3	先発品と同等の効果の医薬品を安価で提供。

【特掲診療料関係】

(施設基準名称)	(受けられるサービス等)
○ 在宅時医学総合管理料	在宅の通院困難者への訪問診療の管理。
○ 施設入居時等医学総合管理料	施設の通院困難者への訪問診療の管理。
○ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ)	脳血管疾患等の患者へのリハビリ提供。
○ 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)	運動器疾患の患者へのリハビリ提供。
○ 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)	呼吸器疾患の患者へのリハビリ提供。
○ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)	職員定着向上による安定した医療提供。
○ 入院ベースアップ評価料24	職員定着向上による安定した医療提供。
○ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	ペースメーカー移植及び交換と管理。
○ 大動脈バルーンパンピング法 (I A B P 法)	低心拍状態の心臓補助装置を装着する手術。
○ 外来化学療法加算2 (悪性腫瘍を除く)	注射による適用病名に対する化学療法の提供。
○ 外来腫瘍化学療法診療料2	悪性腫瘍に対する化学療法の提供。
○ 無菌製剤処理料	品質管理された安全な注射薬等の提供。
○ 薬剤管理指導料	安全管理等が必要な薬剤に対する指導。
○ C T (マルチスライス型の器機による場合)	輪切りによる身体内部疾患の診断。
○ 検体検査管理加算 (Ⅱ)	検査の精度向上の管理と診断の補助
○ ニコチン依存症管理料	ニコチン依存症からの離脱の補助。
○ 在宅がん医療総合診療料	末期の悪性腫瘍患者に対する医療の提供。
○ 別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院	他医との連携による訪問診療等の提供。
○ 麻酔管理料 (Ⅰ)	手術時に質の高い麻酔を提供。
○ 胃ろう造設の施設基準	胃婁による栄養管理。
○ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算	胃婁造設に係る嚥下機能評価を実施。

【その他の届出】

- 酸素単価 (酸単) 第15020号
 - 入院時食事療法 (Ⅰ) (食) 第1172号
- * 当院は、入院時食事療養 (Ⅰ) の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士により管理された食事を、適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

3. 特別の療養環境の提供 (有料室) に関する事項 (金額は全て税込)

- ① ○ 個室 (223、225、226、227、228、307、311号室) 1日当たり 3,300円
- 2人部屋 (221、222号室) 1日当たり 2,200円

② 入院期間が180日を超える入院に関する事項 (地域包括ケア病床及び療養病棟を除く)

当院では、一般病棟 (2 F) に入院されている患者様のうち180日を超えて入院されている長期の入院患者様に対して、特別料金として下記の料金を負担して頂いております。
ただし、厚生労働大臣が定める特別な状態にある患者様 (難病患者様ほか) を除きます。
詳細につきましては、医事課又は病棟看護師長にお尋ね下さい。

180日を超える入院に係る特別料金 (一般病棟 : 2 F のみ)	1日当たり2,180円
-----------------------------------	-------------

4. 保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担 (金額は全て税込) をお願いしております。詳細につきましては、医事課又は病棟看護師長にお尋ね下さい。

- ① イヤホン 330円
- ② 付き添い寝具 230円
- ③ 各種診断書 (証明書) 作成料等
 - 生命保険等請求用 5,500円
 - 職場・警察等提出用 2,200円
 - 障害認定等の複雑なもの 11,000円
 - 各種証明書料 2,200円
 - 診断書 3,300円
 - エンゼルセット 13,200円